

新型コロナウイルス感染症の 感染防止における申告受付 受付方法の変更

今回の申告受付については、会場での混雑を避けるため次のとおり受付方法の変更を行います。

- ①申告内容を聞き取り
 - ②申告書作成に必要な書類のお預かり(会場での受付は終了)
 - ③お預かりした書類を基に申告書を作成(不足書類等があれば追加提出を依頼)
 - ④申告書完成後、担当職員が電話で申告結果等の連絡
 - ⑤「申告書控え」とお預かり書類の返却(返却方法は、結果等の連絡時確認させていただきます)
- ※申告書作成時に内容確認のために職員から電話により聞き取りする場合がございます。

預かり方式

■住民税申告・国民健康保険税申告を受けられる方へ

住民税申告・国民健康保険税申告の受付は、前年同様申告期限を延長します。混雑を避け3月16日以後の申告ができます。(現在のところ確定申告の申告期限は、3月15日までとなります)

■所得税の還付申告を受けられる方へ

所得税の還付申告書は、確定申告期限(3月15日まで)とは関係なく、その年の翌年1月1日から5年間提出することが可能です。

■農業所得・事業所得・不動産所得をお持ちの方へ

来場時にお預かりできる書類は、最低限度の書類に限らせていただきます。できる限り収入経費をまとめた上で申告会場にご来場ください。

- ※農業所得の方は、町が送付している「農業所得の帳簿 兼 収支内訳書計算表」にわかる範囲で記入してください。どの項目に当てはまるかわからない場合は、雑費への記載で結構です。
- ※通帳については、原則お預かりできませんがコピーでのお預かりは可能です。

■医療費控除を受けられる方へ

この控除を受けるには、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、できる限り保険者から送られてくる「医療費通知」の添付をお願いします。

医療費通知の期間外(年末)、医療費通知紛失の場合は、領収書から「医療費控除の明細書」に詳細を記入する必要があります。

- ※「領収書」での医療費控除は、個人・病院毎にまとめ、集計をお願いします。
- また、インプラント・入院時の個室代など、通常の医療費外で医療費控除対象となるものは、わかるようにまとめてご来場ください。

■来場時の感染防止対策のお願い

申告受付は新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じた上で開設します。申告会場へご来場の際は、次の3点について、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

1. マスク着用、アルコール消毒液利用のお願い
2. 必要最少人数でのご来場のお願い
3. 検温の実施(37.5度以上の発熱が認められる場合は原則として入場をお断りさせていただきます)

■自宅からパソコン・スマートフォンで確定申告ができます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」(<https://www.keisan.nta.go.jp/>)で、ご自宅からパソコン・スマートフォンで確定申告書の作成ができます。

納税する税額や還付される税額を確認できるほか、e-Taxで提出(電子申告)もしくは、印刷して郵送提出も可能です。感染防止の観点からも、ぜひご自宅からご利用ください。



確定申告書等作成コーナー二次元コード

新型コロナウイルス感染症の感染防止にご協力ください!

確定申告(住民税申告・国民健康保険税申告)の受付日程

- 申告受付日程を次のとおりお知らせします。(所得税の確定申告期限は、3月15日です)
- 今回の申告は、新型コロナウイルス感染症の拡大により受付方法を申告会場で書類を預かる方法により実施します。**預かり方式**
- 新型コロナウイルス感染症の影響により日程等が変更される場合がございます。

受付日	8:30~12:00	13:00~16:30	受付会場
2月16日(火)	西友枝(1区・2区)	西友枝(3区・4区)	たいへいの里 (大平支所・研修室)
17日(水)	東上(1区・2区)	東上(3区・4区)	
18日(木)	東下西	東下東	
19日(金)	土佐井(東・西・一ノ瀬)	土佐井(中・新谷)	
22日(月)	土佐井(下田井)	申告未済の方(友枝地区対象)	
24日(水)	原井・有野	百留・上唐原(梶屋・薬丸)	上毛町役場 (2階 大会議室)
25日(木)	上唐原(重吉・保木ノ上・水出)	上唐原(寺小路)	
26日(金)	下唐原東区	下唐原西1区	
28日(日)	休日申告受付日(全地区対象)		
3月1日(月)	下唐原西2区	矢方・緒方	
2日(火)	成恒下	成恒上	
3日(水)	安雲西	安雲東	
4日(木)	尻高下ノ上・下ノ下	尻高上・中	
5日(金)	大ノ瀬	ハツ並	
8日(月)	中村	吉岡	
9日(火)	松本	宇野西区	
10日(水)	宇野東区	宇野垂水	
11日(木)	垂水上区	垂水中区	
12日(金)	垂水下区	申告未済の方(全地区対象)	
15日(月)	申告未済の方(全地区対象)		

●2月28日(日)に休日申告受付日を設けております。平日の来場が難しい方はご活用ください。

「唐原コミュニティセンター」及び「げんきの杜」での申告受付は、本年から「上毛町役場本庁」に会場を変更しております。会場が変更となる方々にはご迷惑をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いします。

●問い合わせ先 税務課 税務係 TEL 72-3113(内線134)

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です!

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除されますが、控除の対象となるのは、令和2年中(令和2年1月1日から令和2年12月31日)に納められた保険料の全額です。

日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が対象者宛に下記の日程のとおり送付されますので、必要な方は、確定申告される際ご使用ください。

※すでに年末調整で使用されている方は除きます。

発送時期	対象者
令和2年11月上旬	令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
令和3年2月上旬	令和2年10月1日から令和2年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 ※令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方は除く。

●問い合わせ先 小倉南年金事務所 TEL 093-471-8873